琉球大学学術リポジトリ

非国際的武力紛争における国際人権法上の生命権 ー「Isayeva, Yusupova and Bazayeva対ロシア事件」および「Isayeva対ロシア事件」(欧州人権裁判所、2005年2月24日判決）を中心にー

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2009-12-17
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 樋口, 一彦, Higuchi, Kazuhiko
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/14049

非国際的武力紛争における国際人権法上の生命権
――「Isayeva, Yusupova and Bazayeva 対 ロシア 事件」および「Isayeva 対 ロシア 事件」(欧州人権裁判所、2005年２月24日判決) を中心に――

樋　口　一　彦

国際人権法において生命権の尊重は、当然に、きわめて重要である。しかしながら、欧州人権条約第２条２項[1]では「不法な暴力から人を守るため」、「合法的な逮捕を行い、または合法的に抑留した者の逃亡を防ぐため」、そして「暴動または反乱を鎮圧する目的で合法的にとった行為のため」、絶対に必要な力の行使の結果であるときには、生命の剥奪が生命権の侵害にあたらないとされている。市民的及び政治的権利に関する国際規約第６条[2]では「何人も、恣意的にその生命を奪われない。」と抽象的な表現で規定されているが、その意味するところは上記の欧州人権条約第２条２項と共通していると思われる[3]。では、この国際人権法における「絶対に必要な力の行使」とはどのようなものであろうか。特に、当該事態が非国際的武力紛争あるいは国際的武力紛争であれば、国際人道法が適用されることになるが、その力の行使の制約規範としての国際人権法は国際人道法上の規範とどのように異なるのであろうか。この問いについて、近年の欧州人権裁判所判決を手がかりに検討してみたい。

ここで取り上げる二つの判例は、1999年から2000年にかけて生じたいわゆる「第二次チェチェン紛争[4]」の中での事件に関するものである。ロシアとロシア

---

[1] 奥脇直也　編『国際条約集2008年版』(有斐閣) 331頁
[2] 奥脇直也　編『国際条約集2008年版』(有斐閣) 271頁
[3] 宮崎繁樹　編著『解説 国際人権規約』(日本評論社、1996年) 128～129頁 (阿部浩己執筆)、『法学セミナー 臨時増刊 国際人権規約』(日本評論社、1979年) 134～135頁 (笹原桂輔 執筆)
[4] 「第二次チェチェン紛争」について、兵頭慎治「２つのチェチェン紛争をめぐる交渉プロセス」『国際安全保障』第33巻第１号 (2005年) 34～40頁、佐藤信夫「チェチェンと

から独立を宣言したチェチェン共和国の間で大規模な戦闘が行われ、特にチェチェン共和国の首都グロズヌイで激しい攻防戦が展開された。この戦闘の中で多くの文民の死傷者が生じたとされる。そのロシア軍の攻撃によって被害を受けたロシア国民が、ロシア連邦に対して、欧州人権条約（「人権および基本的自由の保護のための条約」、以下「条約」と表記）違反として欧州人権裁判所に申立てを行った。1999年10月29日のロシア軍による攻撃[5]（Isayeva, Yusupova and Bazayeva 対 ロシア 事件）と、2000年２月４日のロシア軍による攻撃（Isayeva 対 ロシア 事件）に関して、裁判所は両事件ともその違法性を認めて申立人たちへの損害賠償を命じた。これらの両判決の内容について、特に条約第２条の生命権についての判断を中心に紹介し、若干の考察を行いたい[6]。

Isayeva, Yusupova and Bazayeva 対 ロシア 事件[7]

1999年秋にチェチェンにおいて連邦軍とチェチェン戦士との間に敵対行為が始まった。グロズヌイ市及びその近郊は軍の大規模な攻撃の標的となった。この攻撃から逃れるため本件の申立人たち（Medka Chuchuyevna Isayeva、Zina Abdulayevna Yusupova及びLibkan Bazayeva）は車で避難を試みた。1999年10月29日にチェチェンとイングーシの境界道路封鎖点に着いたが、封鎖

アブハジア――憲法裁判所の判断――」『法學新報』第107巻第３・４号（2000年）30～34頁、廣瀬陽子『コーカサス　国際関係の十字路』（集英社新書、2008年）82～84頁、大貫啓行「第二次チェチェン戦争を巡る国際関係の考察～首都グローズヌイ攻略戦の推移を中心として～」『麗沢大学紀要』第70巻（2000年）205～224頁参照。

[5] この本件攻撃において現地の赤十字委員会の二人の雇用者も死亡しており、この事件は日本の新聞でも報道された。(朝日新聞1999年11月１日 朝刊14版６面「『ロシア軍攻撃』赤十字要員２人が死亡　チェチェン」)

[6] なお、この両判決と同時に「第二次チェチェン紛争」中にグロズヌイで殺害された身内についてロシア政府の責任を認めた判決が下されている（CASE OF KHASHIYEV and AKAYEVA v. RUSSIA（Applications nos. 57942/00 and 57945/00））。

[7] CASE OF ISAYEVA, YUSUPOVA and BAZAYEVA v. RUSSIA（Applications nos. 57947/00, 57948/00 and 57949/00）JUDGMENT, 24 February 2005（http://cmiskp.echr.coe.int/tkp197/portal.asp?sessionId=13173661&skin=hudoc-en&action=request）

点の兵士から境界は開放されないのでグロズヌイに戻るよう命じられた。その帰途にロシア連邦軍の航空機によってミサイル攻撃を受け、その結果、最初の申立人の二人の子供が殺され、最初と二番目の申立人が負傷した。また、三番目の申立人の車と所有物が破壊された。

申立人たちは、その作戦の計画され、管理され、実施された方法が申立人たち自身の生命権およびその身内の生命権の侵害を構成する、と主張した。その見解では、この違反は意図的なものであるとされた。なぜなら、当局は1999年10月29日に当該道路上に多くの文民が存在していることを認識すべきであったし、そしてその航空機は発砲前にその移動団上空を比較的長い時間低空で飛行していたからである。また、用いられた力の程度は、軍が達成しようとしたいかなる目的にも――たとえ自衛で用いられたとしても――明白に過度なものであった、と申立人たちは主張した。

これに対してロシア政府（以下、「政府」）は次のように説明した。このとき軍当局は反徒戦士の物資及び人員がグロズヌイへ運ばれることを阻止する作戦を遂行しており、1999年10月29日に二機の軍用機 SU-25は、午後２時ごろグロズヌイに向かって移動する車列を発見した。その飛行機は Kamaz トラックから大口径の歩兵銃で攻撃された。操縦士たちはその攻撃を司令部の管制官に報告し、戦闘兵器の使用許可を得た。午後２時15分ごろ、その飛行機は、少なくとも20人の戦士を運搬していると見積もられたその Kamaz トラックに対して約800メートルの高度から４発のロケットを発射し、そのトラックを破壊した。その後、第二の Kamaz トラックを確認した。そして、そのトラックからも攻撃を受けた。操縦士たちはその目標に対して二発のミサイルを発射して反撃した。そのロケットが発射された後になってはじめてその民間車両が道路上に現れたので操縦士たちはその民間車両への危害は予見しておらず、予見しえなかった。その攻撃およびその結果は条約第２条２項(a)の下で正当なものであった。すなわち、不法な暴力から人を保護する状況のなかで絶対的に必要とされる力

の行使から生じたものである。その空軍力の使用は、違法な武装戦隊構成員によって開始された重装備の発砲――これは操縦士にとっての脅威であるだけでなく付近の文民にとっても脅威となる――により正当化される、と。

本件について、裁判所は以下の判断を下した。

当時チェチェンに存在した状況により、その共和国に対する支配を回復し、かつ違法な武装反乱を制圧するために、その国のために例外的な措置が必要とされた、ということを本裁判所は理解する。これらの措置は、おそらく、重戦闘兵器を装備した空軍力の使用を含みうる。また、もしその航空機が違法な武装集団によって攻撃を受けるならば、条約第２条２項に該当する致死的な力の行使が正当化されうることを、本裁判所は認めうる。しかしながら本件において政府はそのような認定を支持するような説得力ある証拠を示さなかった。政府はその攻撃を正当化するために関連しうるいかなる他の証拠も提出していない。何らかの不法な暴力が迫っていたり予想されたという確実な証拠がないので、本裁判所は、その目的がそもそも適用可能であるといえるかどうかについて、ある種の疑いを抱く。しかしながら、当時のチェチェンにおける紛争の状況からすれば、軍は違法な反徒からの攻撃あるいは攻撃の危険が存在したと合理的に考えたこと、および、空からの攻撃がその攻撃に対する正当な反撃であったこと、を本裁判所は仮定しておく。従って、その力の行使が条約第２条２項(a)で示された目的を追求していたと言い得るとして、本裁判所は、そのような行動がその目的達成のために絶対に必要なものを超えることはなかったかどうか、を検討する。航空管制官の証言によれば、ある任務が連邦諸地点の近くで行われると認識された時は、前方航空管制官が、通常、同乗する。1999年10月29日の任務において前方航空管制官がいなかったということは、兵器使用の許可を得るために、その操縦士たちはコントロールセンターの管制官と通信しなければならなかったことを意味し、そのコントロールセンターの管制官はその道路を見ることができず、その目標について何ら独自の評価を行うことがで

きなかったということである。これらすべてのことから、申立人たちを含む道路上の文民は軍操縦士たちによって適切な目標と認識されるきわめて高い危険性が生じたのである。政府は、トラックへのミサイル発射とその命中までのきわめて短い時間の間に操縦士には事前に見えていなかった移動団が道路上に現れて、その使用されたミサイルの広い打撃半径のために被害を受けた、という主張によってその死傷者を説明した。本裁判所はこの説明を受け入れない。これは、その時突然道路上に数多くの車両や人々が現れたということを説明できるものでは全くない。たとえ1999年10月29日に軍が12発の S-24非誘導型空対地ミサイル発射において正当な目的を遂行していたとしても、Shaami-Yurt 村近くのその作戦が文民たる住民の生命に対する必要な配慮をもって計画し遂行されたということを、本裁判所は認めない。本裁判所は、三人の申立人および最初の申立人の二人の子供である Ilona Isayeva と Said-Magomed Isayev の生命権を保護する被告国家の義務に関して、条約第２条の違反が存在したと認定する。

Isayeva **対 ロシア 事件**[8]

1999年秋にロシア連邦軍はチェチェンでの作戦を始めた。1999年12月にグロズヌイで反徒戦士と前進してきた連邦軍との間で激しい戦闘が行われた。反徒軍は連邦軍によって攻囲されたグロズヌイを去り、南に移動した。そして２月４日に反徒戦士の集団が Katyr-Yurt 村に入った。この村の住民である申立人（Ms Zara Adamovna Isayeva）と彼女の家族は、その隣人と共に、ミニバスに乗り込み、その村から発する道路に沿って進んだ。彼らが道路上にいる間に、

[8] CASE OF ISAYEVA v. RUSSIA（Application no. 57950/00）JUDGMENT, 24 February 2005（http://cmiskp.echr.coe.int/tkp197/portal.asp?sessionId=13173661&skin=hudoc-en&action=request）

連邦軍航空機が道路上の車両を爆撃した。その結果、申立人の息子と三人の姪が死亡した。

Katyr-Yurt での軍事作戦が計画され管理され実行された方法は、条約第２条違反を構成する、と申立人は述べる。彼女の息子と姪たちの死亡そして彼女自身と彼女の身内の負傷をもたらした武力の使用は絶対的に必要なものではなく厳密に均衡していたものでもない、と彼女は述べた。また、ロシア連邦軍の司令官たちはグロズヌイから出る反徒軍のとるルートを認識していたはずであり、彼らが Katyr-Yurt に到着することを合理的に予期できたのであり、その到着を阻止するかあるいは文民たる住民に警告することができた、と申立人は述べる。

これに対してロシア政府は、その攻撃およびその結果は、条約第２条第２項(a)の下で適法であった、と主張する。すなわち、それらは、不法な暴力から人を保護するために、その状況において絶対に必要な力の行使から生じた。その致死的な力の使用は、その違法な武装集団の活発な抵抗を制圧するために必要かつ均衡したものであった。それらの集団の活動は、軍人や文民の生命・健康に対してのみならず、社会と国家の一般的利益に対しても真の脅威となっていた。この脅威は他の手段によっては除去しえず、その作戦の指揮部隊による行動は均衡したものであった。その戦闘兵器は事前に選定された目標に特定して向けられた、と。さらに政府は、申立人および他の文民はその続いて起きる急襲とその村を逃れる必要性について適切に知らされた、と述べた。

本件について、裁判所は以下の判断を下した。

条約第２条は、故意の殺害のみならず、意図せざる結果として生命剥奪をもたらす「力の行使」の許される状況も、対象としている。しかしながら、致死的な力の故意のあるいは意図的な行使は、その必要性を評価する際に考慮される要素の一つにすぎない。いかなる力の行使も、(a)から(c)に定められた目的の一つあるいは二つ以上の達成にとって「絶対に必要」な程度を超えてはなら

ない。国家の責任は、その国家機関からの狙いを誤った発砲が市民を殺害したことを示す証拠のある場合に限られない。国家機関が付随的な市民の生命損失を避けるために、そしていずれにせよ最小化させるために、反政府集団に対して開始された治安作戦の手段及び方法選択においてすべての実行可能な予防措置をとらなかった場合にも、国家責任は生じる。当該時期にチェチェンに存在した状況において、その共和国に対する支配を回復するために、そして違法な武装反乱を制圧するために、国家による例外的措置が必要であったことを、本裁判所は認める。当該時期のチェチェンでの紛争の状況からすれば、それらの措置は、おそらく、軍用航空機や大砲を含む戦闘兵器を備えた軍部隊の展開を含みうる。Katyr-Yurt に武装戦士の大規模な集団が存在したこと、そして、彼らが法執行機関に対して活発に抵抗したことは、両当事者によって争いがなく、国家機関による致死的な力の行使を正当化することが可能で、従って、条約第２条第２項の事態に該当する。従って、本件において力の行使が正当化されうるとしても、追及される目的とそれを達成するために用いられる手段との間に釣り合いがとられなければならない。本裁判所は、Katyr-Yurt における軍事作戦は自然に生じたものではない、と結論を下す。その戦士たちの武装解除あるいは撃破を目的とするその作戦は、事前に計画されたものである。軍が人口の多い地区内への重戦闘兵器装備の軍用機配置を考えた際、そのような方法が常にもたらす危険をも考慮すべきであった、ということは明らかである。しかし、その作戦の計画段階において、文民の避難について、まじめな計画がたてられた証拠はない。2000年２月４日の午前８時から９時の間に Nedobitko 少将はジェット戦闘機を出動させたが、いかなる装填を行うかの指示はなかった。それらの航空機は、明らかな不注意で、破壊半径1000メートル以上の自由落下高爆発航空爆弾 FAB-250および FAB-500を装填した。人口の多い地域で、戦時以外で、文民の事前の避難なくこの種の兵器を使用することは、民主社会における法執行機関に期待される注意深さを満たしているとは言えない、と本裁判所は考え

る。チェチェンにおいて戒厳令も緊急状態も宣言されておらず、条約第15条の下での逸脱も行われていない。従って、当該作戦は通常の法関係の中で判断されなければならない。政府の主張するように、その村の住民がよく装備されよく訓練された戦士たちの大きな集団によって人質にされている、という事態にたとえ直面していたとしても、その作戦の第一の目的は違法な暴力から人命を保護することでなければならない。無差別的兵器の大規模な使用はこの目的に大きく相反し、国家機関による致死的な力の行使を含むこの種の作戦に必要な配慮水準を満たしているとは考えられない。人道回廊を通って脱出する方策が確かに講じられたが、その伝達は不十分でかつ遅かった。結論として、2000年２月４日から７日の Katyr-Yurt での作戦は正当な目的を遂行していたことは認められるが、本裁判所は、その文民たる住民の生命に対する必要な配慮を行って計画し実施されたと認めることができない。申立人、彼女の息子および彼女の三人の姪の生命権を保護する被告国家の義務に関して、条約第２条の違反が存在する、と本裁判所は認定する。

「法執行パラダイム」と「戦闘パラダイム」

「第二次チェチェン紛争」においてロシア軍とチェチェン反徒軍との間で激しい戦闘が繰り広げられた。ロシア側の発表で「軍事作戦におけるロシア軍側の死者は2036人」[9]とされている。これほどの規模の戦闘でありながら、「いかなる緊急事態（state of emergency）も戒厳令（martial law）もチェチェンにおいて宣言されていない。その地域住民の権利を制限するいかなる連邦法も制定されていない。条約第15条に基づく逸脱（derogation）も行われていな

[9] 朝日新聞2000年４月１日 夕刊４版２面
[10] CASE OF ISAYEVA, YUSUPOVA and BAZAYEVA v. RUSSIA para.125., CASE OF ISAYEVA v. RUSSIA para.133.

い。[10]」裁判所は、これにより、「平時における（in peacetime)」力の行使の問題として検討を行った[11]。「生命権を保護し、生命剥奪が正当化される場合を明示する第２条は、条約の最も基本的な規定の一つに位置づけられ、平時においてそれからのいかなる逸脱も第15条の下で許されない。第３条と共に、第２条は欧州審議会を構成する民主的社会の基礎的価値の一つを守るものでもある。従って、生命剥奪の正当化される場合については厳格に解釈されなければならない。[12]」「人口の多い地域で、戦時以外で（outside wartime)、文民の事前の避難なくこの種の兵器を使用することは、民主社会における法執行機関に期待される注意深さを満たしているとは言えない、と本裁判所は考える。チェチェンにおいて戒厳令も緊急状態も宣言されておらず、条約第15条の下での逸脱も行われていない。従って、当該作戦は通常の法関係の中で判断されなければならない。[13]」他方で、「当該時期にチェチェンに存在した状況において、その共和国に対する支配を回復するために、そして違法な武装反乱を制圧するために、国家による例外的措置が必要であったことを、本裁判所は認める。当該時期のチェチェンでの紛争の状況からすれば、それらの措置は、おそらく、軍用航空機や大砲を含む戦闘兵器を備えた軍部隊の展開を含みうる。[14]」とも述べている。

ここで裁判所の言及する「戦時」は、紛争の規模・烈度とは関係のない法的状態のことと思われる。どれほど激しい戦闘が行われようとも、反徒がどれほど組織的実効的な存在であろうと、犯罪者に対する政府の治安維持活動としてなされている、という評価である。そしてこの評価は、後に赦免措置がなされ

---

[11] CASE OF ISAYEVA, YUSUPOVA and BAZAYEVA v. RUSSIA para.168,, CASE OF ISAYEVA v. RUSSIA paras.172,191.

[12] CASE OF ISAYEVA, YUSUPOVA and BAZAYEVA v. RUSSIA para.168., CASE OF ISAYEVA v. RUSSIA para.172.

[13] ISAYEVA v. RUSSIA para.191.

[14] CASE OF ISAYEVA v. RUSSIA para.180., (同旨CASE OF ISAYEVA, YUSUPOVA and BAZAYEVA v. RUSSIA para.178.)

[15] 「2003年６月６日に the State Duma（ロシア連邦議会下院）は Decree no.4124-Ⅲを採択した。これにより、1993年12月から2003年６月までの期間にその紛争の双方の参加

た[15]ことによっても変わらない。治安維持としてなされた行動が適切なものであったか、という側面から判断されたのである。

判決の中で引用される申立人の主張および第三者の主張の中で「1949年ジュネーヴ諸条約共通第３条」「非国際的武力紛争の規範」「国際人権法によって解釈される非国際的武力紛争法」に言及されている[16]。しかし裁判所による評価の中ではこれらについて一切触れられなかった。非国際的武力紛争の存在を前提とする人道法には言及しなかった。

これまでにも条約第２条の生命権について欧州人権裁判所で判断がなされた事件があった。McCann 事件[17]――ジブラルタルでアイルランド共和国軍（IRA）の３人の構成員が英国特殊部隊により射殺された事件――は「武力紛争の中での事件ではない」と評される[18]。トルコ南東地域でのトルコ保安部隊とクルド労働者党（PKK）構成員との間の諸事件では武力紛争の存在の可能性が大

者によってなされた犯罪行為に関して赦免が与えられた。その赦免は殺人のような著しい犯罪には適用されない。」CASE OF ISAYEVA, YUSUPOVA and BAZAYEVA v. RUSSIA para.126., CASE OF ISAYEVA v. RUSSIA para.134.

[16] CASE OF ISAYEVA, YUSUPOVA and BAZAYEVA v. RUSSIA paras.157,163-167., CASE OF ISAYEVA v. RUSSIA para.167.

[17] 齊藤正彰「恣意的殺害　特殊部隊によるテロ容疑者の射殺――マッカン判決――」戸波江二、北村泰三、建石真公子、小畑 郁、江島晶子　編集『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）194～198頁、胡　慶山「ヨーロッパ人権条約第二条の生命権について（三・完）――その制定の経緯および解釈・適用――」『北大法学論集』第49巻第６号（1999年）131～140頁参照。

[18] Gloria Gaggioli and Robert Kolb, ”A Right to Life in Armed Conflicts? The Contribution of the European Court of Human Rights”, *Israel Yearbook on Human Rights* Vol.37（2007）p.139.

[19] 1980年代後半以後トルコ南東地域で保安部隊と PKK 構成員との間で「重大な騒擾」が生じ、４千人以上の文民と３千８百人以上の保安部隊員が死亡し、11地区のうちの10地区が非常事態下に置かれているとされる。裁判所は「武力紛争」を含む「騒擾 disturbances」が生じているとする。Gloria Gaggioli and Robert Kolb 及び Nils Melzer は「欧州人権裁判所も武力紛争の存在を認めている」と評する。（CASE OF AVŞAR v. TURKEY（2001）para.285., CASE OF AYDIN v. TURKEY（1997）para.14., Gloria Gaggioli and Robert Kolb ”A Right to Life in Armed Conflicts? The Contribution of the European Court of Human Rights”, *Israel Yearbook on Human Rights* Vol.37（2007）p.139., Nils Melzer, *Targeted Killing in International Law*（Oxford U.P., 2008）p.385.）

きいが、裁判所の表現は慎重である[19]。これに対して、本件は大規模な戦闘状況の中での事例である。諸論者の見解においても武力紛争の存在が肯定される[20]。ただし、ロシア政府自身は否定している[21]。このような典型的な内戦状況においても、人権法にのみ基づいて、本件は判断されたのである。

「人道法は人権法の特別法か？」と問われることがある（国際司法裁判所

---

[20] William Abresch, ”A Human Rights Law of Internal Armed Conflict: The European Court of Human Rights in Chechnya”, *European Journal of International Law* Vol.16, No.4（2005）p.754., Noëlle Quénivet, “The Right to Life in International Humanitarian Law and Human Rights Law”, Roberta Arnold and Noëlle Quénivet（eds.）*International Humanitarian Law and Human Rights Law: Towards a New Merger in International Law*（Nijhoff, 2008）p.346., Gloria Gaggioli and Robert Kolb, ”A Right to Life in Armed Conflicts? The Contribution of the European Court of Human Rights”, *Israel Yearbook on Human Rights* Vol.37（2007）p.141., Noam Lubell, “Challenges in applying human rights law to armed conflict”, *International Review of the Red Cross* No.860（2005）p.743., 西海真樹「非国際的武力紛争と人権裁判所　ロシア空軍による文民の空爆と生命に対する権利――チェチェン文民攻撃事件判決――」戸波江二、北村泰三、建石真公子、小畑 郁、江島晶子　編集『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）79～83頁、尹 仁河「国際人権法と国際人道法――欧州人権裁判所の判決を通して――」『聖学院大学総合研究所紀要』No.35　2005（2006年）　244頁

[21] William Abresch, ”A Human Rights Law of Internal Armed Conflict: The European Court of Human Rights in Chechnya”, *European Journal of International Law* Vol.16, No.4（2005）p.754., Louise Doswald-Beck, ”The right to life in armed conflict: does international humanitarian law provide all the answers?”, *International Review of the Red Cross* No.864（2006）p.883.

[22] 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の保護は、国家の緊急時に一定の規定からの逸脱を可能とする規約第４条が作用する場合を除いて、戦時に停止しない、と本裁判所は考える。生命権の尊重は、しかしながら、そのような逸脱可能な規定ではない。原則として、恣意的に生命を奪われない権利は敵対行為においても適用される。何が生命の恣意的な剥奪であるかの基準は、しかしながら、適用される特別法、すなわち敵対行動を規制するために作成された武力紛争に適用される法、によって判断されることになる。従って、戦争においてある種の兵器の使用によるある人の生命の喪失が規約第６条に反する生命の恣意的な剥奪であると考えられるかどうかは、武力紛争に適用される法に照らしてのみ決定できるのであって、規約そのものの文言から導き出されるものではない。」Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons（Request by the United Nations General Assembly for an Advisory Opinion）para.25.（*International Law Reports* Vol.110 p.190.）

[23] 「国際人道法と人権法の関係について以下の三つの側面がある。すなわち、専ら国際人道法の問題となる権利の側面、専ら人権法の問題となる権利の側面、そして国際法のこの両分野の問題となる権利の側面、である。本裁判所は、付託された質問に答えるために、国際法のこの両分野、すなわち人権法および、特別法として、国際人道法を考慮に

(ICJ）の核兵器意見[22]や分離壁意見[23]においてこの点に言及される)。そしてさらに、「人権裁判所などの人権条約実施機関によって人道法の解釈適用が可能なのか？」と問われる（この点で米州人権委員会ではかなり肯定的な見解が示されているけれども、米州人権裁判所はより慎重である[24])。しかし、上述の両判例は、これらの問いに直接に答えるものではない。前述のように、当時チェチェンには非国際的武力紛争が存在していた可能性が高い。この点についての判断を回避して、人権法の枠内でのみ事件を扱ったことは、裁判所にとってもロシア政府にとっても好都合であった。非国際的武力紛争の存在の認定という厄介な問題や条約実施機関としての権限問題を裁判所は回避できたし、ロシア政府は非国際的武力紛争の存在を認めたがらないからである[25]。そして判決の理由はともかく、結論として条約違反が認定され、賠償が命じられたことは、申立人たちにとって歓迎すべきことだったと思われる。

入れなければならない。」Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory（ Advisory Opinion ）para.106.（*International Law Reports* Vol.129 p.97.）　なお、この段落106はコンゴ領域における武力活動事件判決の中でも引用されているが、「特別法として、国際人道法」の部分は含まれない Case concerning armed activities on the territory of the Congo, para.216. *International Legal Materials* Vol.45, No.2（2006）p.317.)。

[24] 佐藤文夫「米州人権裁判所の争訟管轄権に関する一考察」『成城法学』第70号（2003年）39～42頁、松葉真美「国際人道法と国際人権法の相互作用―人道法は人権法に優先するのか―」『レファレンス』第690号（2008年７月号）52頁、Noam Lubell, “Challenges in applying human rights law to armed conflict”, *International Review of the Red Cross* No.860（2005）p.742., Theodor Meron, The *Humanization of International Law*（M. Nijhoff, 2006）pp.53-55., Alexander Orakhelashvili, “The Interaction between Human Rights and Humanitarian Law: Fragmentation, Conflict, Parallelism, or Convergence?”, *European Journal of International Law* Vol.19, No.1（2008）pp.167-168.

[25] 「ストラスブールの判事たちは、ロシア政府がチェチェンにおける武力紛争の存在を認めてきておらず、なお認めていないことによって、影響を受けたかもしれない。」（Dieter Fleck,” Law Enforcement and the Conduct of Hostilities: Two Supplementing or Mutually Excluding Legal Paradigms?”, Andreas Fischer-Lescano, Hans-Peter Gasser, Thilo Marauhu, Natalino Ronzitti（Hrsg.）, *Frieden in Freiheit, Peace in liberty, Paix en liberté : Festschrift für Michael Bothe zum 70. Geburtstag*（Nomos, Dike, 2008）p.400.)、「人権法の適用は、その事態が『制御不能』さらには異常事態であることの承認を伴わない。」（William Abresch, ”A Human Rights Law of Internal Armed Conflict: The European Court of Human Rights in Chechnya”, *European Journal of International Law* Vol.16, No.4（2005）p.757.)

「力の行使」において均衡性が求められるのは、国際人道法に特有なことではない。国内法における警察力の行使に際しても「警察比例の原則」が存在している[26]。国際的な基準として、たとえば、「法執行職員のための行動綱領」[27]および「法執行職員による強制力および武器の使用についての基本原則」[28]がある。国家による力の行使に関して、諸学説において「法執行パラダイム」と「戦闘パラダイム」を対比させて論じられることがある。「法執行パラダイム」とは国家機関が治安維持のための法を執行する際の行動原理を指し、その主な特徴は「殺害よりも拘束を」というものであり、殺害は最後の手段と位置づけられる。他方、「戦闘パラダイム」では直接の攻撃対象者に対しては「見つけ次第殺害する」を原則とし、直接の攻撃対象ではない平和的文民に対して付随的になされうる侵害の評価に重点が置かれる。この両パラダイムは人権法と人道法にそれぞれ対応するのだろうか。

Quénivet は、「法執行モデルの主な特徴の一つは、国家機関は脅威となっている者を、可能であれば、殺害するよりも拘束しなければならない、ということである。」との説明を肯定的に引用し[29]、「しかしながら、国際人道法では、その者の拘束・捕獲をできないことは、その者の殺害の前提要件ではない。国際人道法での前提要件はその者が戦闘員（国際的武力紛争において）あるいは敵対行為への積極的参加者（非国際的武力紛争において）だということである。[30]」とする。Lubell も同様に、「『均衡性』は国際人道法および人権法において中心

---

[26] 日本における警察比例の原則および武器の使用について、宮田三郎『警察法』（信山社、2002年）71～74、82～86頁参照。

[27] Code of Conduct for Law Enforcement Officials, ANNEX Article 3（A/RES/34/169, 17 December 1979）

[28] Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials, ANNEX paras.5,8-11.（A/CONF.144/28, 5 October 1990, pp.120-122.）

[29] Noëlle Quénivet, “The Right to Life in International Humanitarian Law and Human Rights Law”, Roberta Arnold and Noëlle Quénivet（eds.）*International Humanitarian Law and Human Rights Law: Towards a New Merger in International Law*（Nijhoff, 2008）p.340.

[30] *Ibid.*, p.341.

的な原則と考えられている。…しかしながら、それは内容的に常に同一ではなく、実際、混乱を生じさせうる。たとえば、人権法および法執行規則においては、国家機関が個人に対して力を行使する際、均衡性原則はその個人自身に対する影響をも含む評価でその力をはかり、必要最小限の力を行使する必要性を導き、致死的な力の行使を制約する。他方、国際人道法では、その個人がたとえば合法的に目標とされうる戦闘員であれば、均衡性原則は周囲の人々や物に対する影響に焦点があてられるのであって、はじめから合法的に致死的な力の行使を向けることができるその攻撃対象の個人に焦点があてられるのではない。[31]」と述べる。この両論者の説明では、「法執行パラダイム」と「戦闘パラダイム」が人権法と人道法にそれぞれ対応するものと位置づけられているようにも読める。

一方、Melzer は「目標とされた個人に対してなされた侵害の評価（法執行パラダイム)」と「平和的文民に対して付随的になされた侵害の評価（戦闘パラダイム)」を対比させたうえで[32]、「Isayeva 事件において裁判所によって適用された諸基準は、逆の表現技法（rhetoric）にもかかわらず、通常の法執行パラダイムに適合するものではあり得ず、明らかに国際人道法上の戦闘行動を規律するパラダイムに合致するものである。[33]」と述べながらも、しかし、「少なくとも個人に対する致死的な力の行使に関する限り、戦闘パラダイムの内容は、人権法によって規律されようと国際人道法によって規律されようと、同じであると思われる。[34]」として、人権法においても戦闘パラダイムが存在すると考える。また、Doswald-Beck は、「人権法は、国家の軍隊に対して、可能であれば拘束を行い、そして人を拘束することのできる可能性を最大にするように作戦を計

---

[31] Noam Lubell, “Challenges in applying human rights law to armed conflict”, *International Review of the Red Cross* No.860（2005）pp.745-746.
[32] Nils Melzer, *Targeted Killing in International Law*（Oxford U.P., 2008）p.387.
[33] *Ibid.*, pp.391-392.
[34] *Ibid.*, p.392.

画することを求める。他方、国家機関が十分な支配を行使していない場合には、人権法はそのような要求を行わない。[35]」「反徒『軍隊』あるいは『武装集団』が恒常的に実際の戦闘に従事する者のみを含むよう狭く定義されるものである限りにおいて、軍隊は切迫した危険の必要性なしに攻撃対象となりうる、との考えを筆者は支持する。…自発的にせよ、圧力を受けてにせよ、軍隊の活動に係わる者は様々であり、そのほとんどの者は力の行使をしない。…戦闘を行う反徒軍についても、政府軍にとって過剰な危険なく容易に拘束できるならば、見つけ次第に攻撃してはならない。[36]」と論じ、「法執行パラダイム」と「戦闘パラダイム」は状況によって使い分けられるものであることを暗示する。Fleck は、法執行と戦闘行動の明確な区別が存在するとしながらも、両者の類似性・共通性を強調する[37]。そして Gaggioli and Kolb は、より明確に、「全体的な結論としては、人権法と国際人道法の間に存在する道具と根拠の相違は、実質的な相違に導かないし、非両立性すらもたらさない。…たとえ人権法が保護においてより手厚い傾向にあるとしても（なぜならそれは平和時のパラダイムに基づいているから)、その存在する相違は程度の問題に過ぎない。人権法機関が増大する戦時の人権の分野――この形態の状況の特有の性質に対応した――を開拓するにつれて、その相違は徐々に消え去っていく。[38]」と論じている。

「法執行パラダイム」と「戦闘パラダイム」は本質的に異質のものであろう

---

[35] Louise Doswald-Beck, ”The right to life in armed conflict: does international humanitarian law provide all the answers?”, *International Review of the Red Cross* No. 864（2006）p.890.

[36] *Ibid*., p.891.

[37] Dieter Fleck,” Law Enforcement and the Conduct of Hostilities: Two Supplementing or Mutually Excluding Legal Paradigms?”, Andreas Fischer-Lescano, Hans-Peter Gasser, Thilo Marauhu, Natalino Ronzitti（Hrsg.), *Frieden in Freiheit, Peace in liberty, Paix en liberté : Festschrift für Michael Bothe zum 70. Geburtstag*（Nomos, Dike, 2008）pp.391-407.

[38] Gloria Gaggioli and Robert Kolb, ”A Right to Life in Armed Conflicts? The Contribution of the European Court of Human Rights”, *Israel Yearbook on Human Rights* Vol.37（2007）p.138.

か。両者において基本的に念頭に置かれる状況は異なる。「法執行パラダイム」で想定される当事者は「警察」と「犯罪者」であり、警察は犯罪者に対して圧倒的な力の優位さを保持していることが前提とされる。強大な権力を有する国家機関たる警察は、法を犯す者といえども可能な限り生命・身体を傷つけることなくその者を拘束することを求められる。他方、「戦闘パラダイム」では想定される当事者は「A国軍隊」と「B国軍隊」であり、ある程度互角の力を有するものと仮定される。そしてこのように一方が圧倒的な力の優位さを保持することなく互いに強力な破壊兵器を有する主体間では、直接攻撃が通常の手段――最終手段ではなく――とならざるを得ない。従って、「犯罪者集団」が強力な組織となり、その事態が本格的な内戦になってくると、事実上、法執行が戦闘に近づいてきて両者の区別が失われていく。圧倒的な力の優位を前提とする強者の側の弱者に対する配慮が不可能となってくるのである。

この「法執行パラダイム」と「戦闘パラダイム」は、人権法と人道法にそのまま対応するわけではない。反徒が極めて強力な軍事力を有し、政府と激しい戦闘を行っていても、政府の行動を人権法の枠組みでとらえることが可能であり、本稿で検討した判例はこのことを示している。人権法の適用においても「戦闘パラダイム」でとらえるべき状況がありうる。他方、人道法の適用においてもそのすべてにおいて「戦闘パラダイム」があてはまるわけではなく、収容所からの逃走を試みる捕虜に対する力の行使や占領地域住民に対する力の行使は、基本的に、「法執行パラダイム」で捉えられるのである[39]。

人権法と国際人道法の本質的な違いは、法的な観点からの、前者の非対称性と後者の対称性である。「垂直的」対「水平的」と表現されることもある。「致死的な力の行使の制約原理」という点では両者に違いはないが、人権法では致死的な力を行使する側と行使される側の法的対等性が存在しないのに対して国

---

[39] この点について、Nils Melzer, *Targeted Killing in International Law*（Oxford U.P., 2008）pp.149-167.参照。

際人道法ではそれが存在する、ということである。人権法の適用において国家と個人は国際法上対等な存在ではなく、国家は個人に対する行動において人権法適用上片務的な義務を負う（ただし形式上は、他国に対する義務を負う形を取る）。国際人道法は国家間の権利義務の体系であり、国家の個人に対する権力行使についても、Ａ国がＢ国に属する個人に対して、Ａ国のＢ国に対する義務として認識される。内戦においては、交戦団体承認制度によってこの国際紛争における仕組みが非国際紛争に導入されるという理論構成を用いる。従って、交戦団体承認のなされない内戦においては、反徒は国際人道法の適用主体として政府と対等なものとならないので、反徒は合法的な力の行使をなしえず、政府側の力の行使の様態のみが法的に問題とされる。従って、基本的に人権法の枠組みでの法的構成となる。しかし、反徒が政府に対抗しうる組織性や軍事力を有する場合には、現実の実行では、政府と反徒がある程度対等な存在である事実を無視できない。反徒側のあらゆる戦闘行為を犯罪として扱うことは、建前としてはともかく、実際には不可能である。ここに内戦における人道法適用の最大の矛盾が生じることとなる。一方で、人道法適用の前提条件がなく、他方で人道法適用の合理的必要性が存在するという矛盾である。もっとも、政府側の反徒側に対する致死的な力の行使を問題にする限りにおいては、この矛盾は表面化しない。当該状況で合理的に必要な力の行使であるかどうかの判断において、人権法の枠組みであれ人道法の枠組みであれ、本質的な相違はないからである。しかし、もし反徒側の政府側に対する致死的な力の行使の「合法性」が問題にされるならば、人権法（あるいは国内法執行法）の枠組みでの判断は困難になる。反徒は法を執行する権限を当該国内法上認められておらず、その力の行使は単に犯罪行為として評価されるにすぎないからである。人道法においては攻撃側と被攻撃側は法的に対等であり、両者とも他方に対する攻撃において法的な制約が求められるのに対して、人権法（あるいは国内法執行法）においては警察側（政府側）のみが「力の行使」を認められるのである。

本稿で取り上げたふたつの欧州人権裁判所判例は政府による秩序回復行動における事件を扱うものであり、政府側の行為を問題とする限りでは、裁判所が人権法の枠組みの中でのみ本事件を扱うことは十分に可能であった、と言える。逆に、反徒による政府に対する戦闘行為中に文民に生じた被害の合法性、当該文民の生命権が問題となる事件であるならばどのように考えられるか。政府の安全確保責任が問われる余地があるかもしれないが、人権法では反徒自身は生命権保護の責任主体と位置づけられない。反徒が生命権保護の責任主体としての位置づけを受けるのは「非国際武力紛争に適用される人道法」においてしかないが、既存の諸条約においても諸国の実行においてもこのこと自体決して明確ではないのである。この点にこそ、人権法の枠組みと人道法の枠組みの本質的な相違が認められるのである。